

施策４２ 市民サービスの向上を進めます

施策の柱

① 窓口サービスの改善・拡充

より便利で快適なサービスを提供できるよう、住民票などの取得機会の拡充を検討します。また、区役所の窓口において、市民が快適かつ迅速に手続きが行えるよう、フロアサービスの実施や職員の接遇向上など、CS※（お客様満足度）の向上をはかるほか、障害福祉窓口の一元化の検討を進めるなど、保健と福祉のさらなる連携強化をはかります。

また、老朽化の著しい区役所庁舎の改築等を計画的に進め、利用者の安心・安全を確保するとともに、区民にとって最も身近な総合行政機関である区役所の利便性向上をはかります。

② 広聴活動の充実

さまざまな広聴活動を通して市民からの意見や要望を幅広く聴き、市民ニーズを的確に把握するとともに、市政運営への適切な反映につとめます。また、多様化する市民ニーズに適切かつ効率的に対応していくため、ICT※を活用し、より便利なコールセンターの実現に向けた取り組みを進めます。

成果指標

指 標	直 近 の 現 状 値	目 標 値 令和 5（2023） 年 度	目 標 値 令和 12（2030） 年 度
区役所・支所窓口における対応に満足している市民の割合	97.1%	100%	100%
コールセンターの利用件数	1,208,588 件	1,532,000 件	2,107,000 件

関連する個別計画

◆区のあり方基本方針 ◆中村区役所等改築基本計画

※CS：Customer Satisfaction の略。お客様満足度。

ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

現状と課題

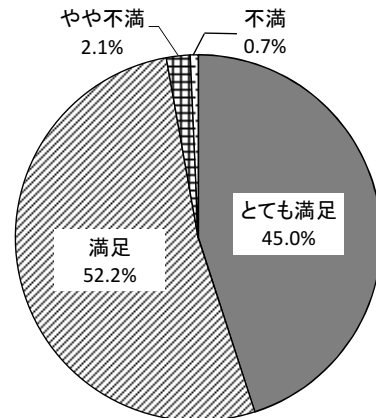
- ①（現状）区役所・支所においては、接遇研修の実施やフロアサービス員の配置、日曜窓口の実施などサービスの向上に取り組んでいます。一方で、障害福祉窓口は、障害種別により窓口が分かれています。

中村区役所（昭和 39（1964）年竣工）と千種区役所（昭和 45（1970）年竣工）は、老朽化が著しい状態となっています。

【課題】区役所・支所などの窓口において、市民が丁寧な対応とわかりやすい説明を受け、円滑に用件を済ませられるよう、職員の接遇・CS（お客様満足度）の向上や業務改善などに取り組むことが重要であるとともに、福祉窓口の利便性の向上をはかる必要があります。

区役所の安全性を確保していくとともに、時代のニーズに適した改築を計画的に進めていく必要があります。

◇ 区役所・支所における利用者満足度

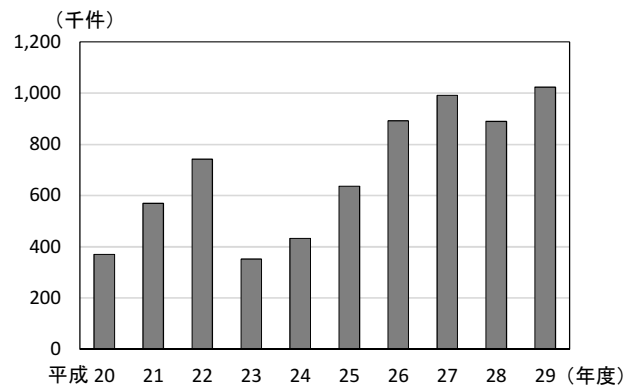


出典：名古屋市「窓口アンケート」（平成 29 年度）

- ②（現状）市民ニーズの多様化に伴い、コールセンターの利用件数は増加傾向にあり、平成 29（2017）年度には 100 万件を超えました。

【課題】市民の声をより幅広く積極的に聴くとともに、市政運営に適切に反映していくことが必要です。また、コールセンターの効率的・効果的な運用に取り組むとともに、利便性を高めていく必要があります。

◇ コールセンターの利用件数の推移



出典：名古屋市政成

施策を推進する事業

① 窓口サービスの改善・拡充

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
502 区役所におけるフロアサービス	来庁者が快適かつ迅速に手続きを行えるよう、庁舎の案内や混雑時の誘導、市民課フロアでの記載案内などを実施	実施	実施	市民 経済局
503 住民票の写し等の取得機会の拡充	区役所・支所の閉庁時間に住民票の写し等の証明書を取得できるよう、日曜窓口や地下鉄駅取り次ぎサービスを実施するとともに、栄サービスセンターを運営するほか、コンビニ交付の導入を検討	実施	実施	市民 経済局
504 中村区役所の新築	市民サービスの向上のため、昭和39年に竣工し老朽化が著しい中村区役所を、民間活力を活用した整備手法により、周辺公共施設との複合庁舎として移転・再編整備を実施	事業者公募・契約	新庁舎供用開始 (令和4年度)	市民 経済局
505 千種区役所の改築	合築施設の耐震性を確保するため、昭和45年に竣工し老朽化が著しい千種区役所の改築を実施	調査	設計・工事着手	市民 経済局
506 保健と福祉の連携強化	福祉窓口の利便性の向上とともに、複合的な福祉ニーズへの切れ目のない支援をはかるため、保健と福祉のさらなる連携強化を推進	障害福祉窓口の一元化に向けた検討	さらなる連携強化	健康 福祉局 子ども 青少年局

② 広聴活動の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
507 コールセンターの運営	市民の声をより幅広く積極的に聴き、施策に反映するため、市政に関するお問い合わせに幅広く答える総合的な窓口としてコールセンターを運営するとともに、受付方法をはじめ機能を充実	運営 ▶ 利用件数 1,208,588 件	運営 ▶ 利用件数 1,532,000 件 コールセンターの充実 ▶ チャットボット※ の導入 ▶ さらなる充実の検討	市民 経済局

※チャットボット：テキストや音声を通じて、自動的に会話するプログラム。

施策 4 3 市民への情報発信・情報公開と、個人情報保護を進めます

施策の柱

① 積極的な情報発信

時代に即した新しい広報媒体を取り入れるなど、さまざまな広報媒体を活用することにより、利用しやすくわかりやすい広報を推進します。また、行政として市民に伝えるべき情報の適宜適切な発信を進めます。

② 総合的な情報公開の推進

市民の市政への参加を進め、民主的で透明性の高い市政を推進するため、「情報公開条例」に基づき、行政文書公開制度を適切に運用するとともに、行政文書公開請求によらない簡易迅速な情報提供をはかるなど、情報提供施策の拡充を進めることにより、情報公開を総合的に推進します。

③ 個人情報保護の推進

「個人情報保護条例」をはじめとする個人情報保護制度を一層適切に運用し、市民の個人情報の保護を推進します。

成果指標

指 標	直 近 の 現 状 値	目 標 値 令和 5 (2023) 年 度	目 標 値 令和 12 (2030) 年 度
市政に関して知りたい情報が十分に得られていると思う市民の割合	51.3%	55%	60%
広報なごや全体の印象が「わかりやすい」と思う市民の割合	56.8%	70%	70%
行政文書公開請求によらずに提供可能な情報の種類※	8 種類	40 種類	40 種類以上

※行政文書公開請求によらずに提供可能な情報の種類：過去に定型的・反復的な行政文書公開請求の対象となった情報であって、行政文書公開請求によらず、ウェブサイトへの掲載や電子メールによる送付など、より簡易迅速な情報提供によることが可能である情報の種類。

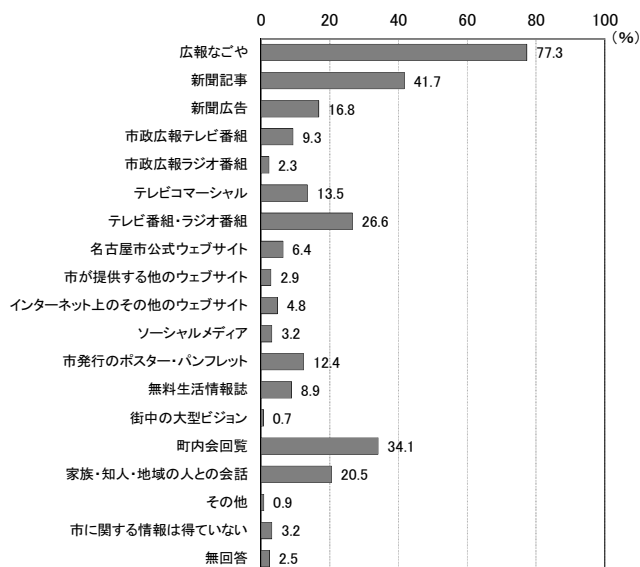
現状と課題

- ①（現状）市民が市政情報を知る上で、広報なごやは主要な広報媒体となっていますが、情報の取得手段は多様化しており、とりわけインターネットを用いた情報取得手段の発展にはめざましいものがあります。

【課題】変化の著しい市民ニーズや時代の潮流を的確に捉え、市政に関する情報を適宜適切に伝えることが必要です。

テレビ、新聞などさまざまな媒体に取り上げられるよう報道機関に積極的に情報発信するなど、市民の元に届きやすい効果的な広報を行うことが必要です。

◇ 市政情報を知る手段



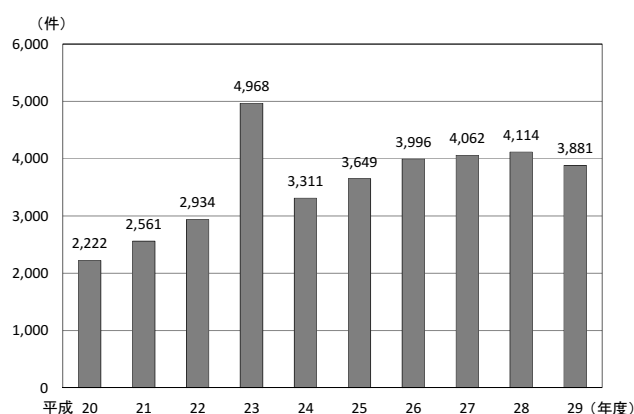
出典：市政アンケート（平成 29 年度）

- ②（現状）行政文書公開制度の着実な運用により、平成 29（2017）年度は 3,881 件の行政文書公開請求があり、うち 3,076 件について公開（一部公開を含む）しています。

一方で、全部公開を前提とした定型的・反復的な行政文書公開請求が、請求件数のおおむね半数を占めています。

【課題】積極的な情報提供施策をより一層推進することで、簡易迅速な情報提供をはかるなど、総合的な情報公開をさらに進める必要があります。

◇ 行政文書公開請求件数の推移



出典：名古屋市政府作成

- ③（現状）個人情報を取り扱う市政のさまざまな分野において、ICT※の活用が進んでおり、個人情報保護に対する市民の関心が高まっています。

【課題】本市が保有する個人情報の保護及び管理を適正に行い、市民の安心と信頼を確保する必要があります。

※ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

施策を推進する事業

① 積極的な情報発信

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
508 広報の充実	市民が確実に情報を取得できるよう、紙媒体、テレビ・ラジオ、ウェブサイトに加え、インターネットを用いた広報を拡充するなど、さまざまな広報媒体による情報発信を実施するとともに、重点的に広報を行う事業を選定するなど、各局区室が市民に伝えるべき情報を適宜適切に発信	広報なごやの発行 新聞などへの広告掲載 広報テレビ・ラジオ番組の制作 インターネット動画の配信 市公式ウェブサイトの運営 報道機関への情報提供	広報なごやの発行 新聞などへの広告掲載 広報テレビ・ラジオ番組の制作 インターネット動画の配信 市公式ウェブサイトの運営 報道機関への情報提供	市長室

② 総合的な情報公開の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
509 市民情報センターの運営	本市の情報提供の総合窓口として、市民に情報提供を行うため、市民情報センターを運営し、市政情報にかかる案内及び相談、刊行物等の販売及び閲覧等、行政文書の公開請求及び個人情報の開示請求等の受付などを実施	実施 ▶ 利用者数 66,829 人	実施	市民経済局
510 情報公開制度の運営	市政について、市民の知る権利を尊重し、市の説明する責務を果たすとともに、市政への市民参加を促進するため、行政文書公開請求の受付を実施するとともに、公開請求によらない積極的な情報提供施策を推進	実施 ▶ 公開請求件数 3,289 件 ▶ 行政文書公開請求によらずに提供可能な情報の種類 8 種類	実施 ▶ 行政文書公開請求によらずに提供可能な情報の種類 40 種類	市民経済局

③ 個人情報保護の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
511 個人情報保護 制度の運営	市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与するため、本市が保有する個人情報の適正な取り扱いにつとめるとともに個人情報開示請求等の受付を実施	実施 ▶ 開示請求件数 711 件	実施	市民 経済局

施策44 地域主体のまちづくりを進めます

施策の柱

① 市民活動の活性化

企業やNPO※、大学などと協働し地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを推進するとともに、コミュニティサポーターの派遣など町内会・自治会や学区連絡協議会をはじめとした地域団体による自主的な活動への支援や、活動拠点としてのコミュニティセンターの整備を進めます。また、NPOやボランティア団体などに対し活動場所や情報の提供をはじめとした運営支援を行うほか、これらの団体と行政など多様な主体間の連携を推進します。

② 地域のまちづくりへの支援

地域の魅力や住環境を向上させるまちづくりを進めるため、アドバイザーの派遣や助成金の交付、情報提供、人材育成などを通じて、地域の多様な主体による自主的なまちづくり活動を支援します。

③ 地域福祉の推進

地域共生社会の実現に向けて、支え手と受け手に分かれるのではなく、地域住民が役割を持ち支え合いながら、行政機関と連携して、地域においてさまざまな課題を抱えた世帯を支援できるよう、各分野の相談援助機関が連携し、包括的に支援する体制の構築を検討します。

④ 区における総合行政の推進

多様化・複雑化する地域課題を解決するため、市民と直接関わる行政の最前線である区役所の企画調整機能を強化するとともに、市民生活のさまざまな分野を所管する局室・区内公所等との連携を強化し、区における総合行政を推進します。

成果指標

指 標	直 近 の 現 状 値	目 標 値 令和 5 (2023) 年 度	目 標 値 令和 12 (2030) 年 度
地域の住民によるまちづくりが活発に行われていると思う市民の割合	30.3%	40%	60%
地域活動やボランティア・NPO 活動に参加している市民の割合	26.0%	33%	35%
市内に主たる事務所を有する NPO 法人数	946 団体	1,081 団体	1,270 団体

関連する個別計画

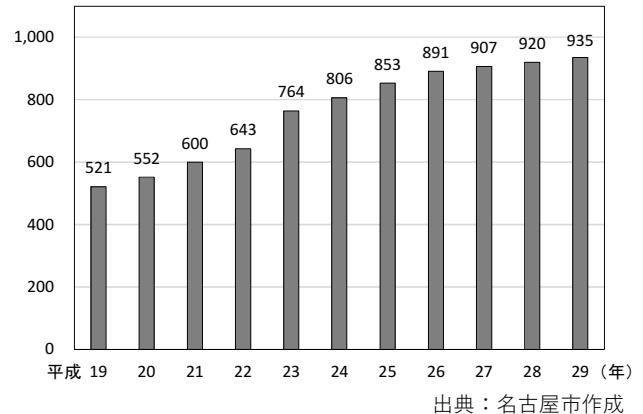
- ◆市民活動促進基本方針 ◆第3期教育振興基本計画 ◆都市計画マスタープラン
- ◆なごやか地域福祉2015 ◆区のあり方基本方針

現状と課題

- ① **【現状】** 地域のコミュニティ機能が低下する一方で、一人ひとりが抱える課題は多様化・複雑化しています。その中で、町内会・自治会や学区連絡協議会などの地域団体がさまざまな地域活動に取り組んでいますが、活動への参加者の減少・固定化や役員のなり手が不足している状況にあります。

また、市内に主たる事務所のあるNPO法人は900を超えており、その活躍の場は広がりを見せています。

◇ 市内に主たる事務所を有するNPO法人数の推移
(団体)



【課題】 個人では解決困難な問題も地域の課題として捉え、地域全体で考えることで解決への道を広げていくことが必要であり、地域団体による自主的な活動への支援や、市民の地域活動の参加率の向上に向けた新しい取り組みの検討が求められています。

また、地域団体やNPOなどによる自主的・自発的な活動を支援するとともに、行政をはじめ多様な主体が連携して課題の解決に取り組む仕組みづくりを進める必要があります。

- ② **【現状】** これまでは行政主体で全市的な視点からのまちづくりを進めてきましたが、それに加えて多様な主体による地域ごとの課題や魅力を踏まえたまちづくりの重要性が高まっています。

【課題】 地域のまちづくりをより推進するため、多様な主体によるまちづくり活動への支援や、実行力のある人材育成に向けた仕組みづくりが求められています。

- ③ **【現状】** 地域での助け合いや支え合い活動に関わる地域福祉の担い手が不足しています。また、高齢者、障害者、子どもなどの対象者別に提供される既存の公的サービスでは対応できない、多様化・複雑化する生活上の課題によって孤立した世帯が存在しています。

【課題】 地域住民がお互いに助け合うための仕組みづくりを進めるとともに、地域住民と行政機関が連携して、地域においてさまざまな生活課題を抱え孤立した世帯を包括的に支援する地域共生社会を実現することが求められています。

- ④ **【現状】** 少子化・高齢化による人口構造の変化や価値観の多様化などにより、求められる公共サービスの範囲が拡大し、行政による画一的なサービスでは対応が困難な状況が生じてきています。

【課題】 地域が自ら考え行動するまちづくりを、市民にとって身近な総合行政機関である区役所を中心に総合的に支援する仕組みが必要とされています。

施策を推進する事業

① 市民活動の活性化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
512 地域コミュニティ活性化の推進	地域コミュニティの活性化をはかるため、地域団体等への参加を促進するほか、コミュニティサポーターの派遣、大学等との連携強化や若い世代の地域活動への参加など地域活動に対する支援を実施	講習会の開催 コミュニティサポーターの派遣 55 件	講習会の開催 コミュニティサポーターの派遣 若者を対象とした交流の場の提供 ▶ 官民協働によるアイデアソン※等の開催 新たな地域コミュニティ活性化事業の検討・実施	市民 経済局
513 コミュニティセンターの整備・運営	住民の自主的な地域活動の拠点とするため、コミュニティセンターの整備・改修を順次進めるとともに、地域住民により組織された公共的団体を指定管理者として自主管理・自主運営を実施	実施 237 館	条件の整ったところから順次整備・改修	市民 経済局
514 市民活動の促進	さまざまな社会的課題の解決への市民参加を促進するとともに、市民活動団体と行政などとの協働を推進するため、市民活動推進センターにおいて、ボランティア・NPO に関する情報提供・相談業務等を実施	実施 ▶ 講座・イベントの実施 51 回	実施 ▶ 講座・イベントの実施 260 回（5 か年）	市民 経済局
515 NPO 法人の設立・運営・認定取得支援	NPO 活動への市民参加を促進するため、NPO 法人の設立認証を行うほか、法人の設立・運営及び認定取得に関する相談等を実施	実施 ▶ 市内に主たる事務所を有する NPO 法人数 946 団体 ▶ 名古屋市が所管する認定 NPO 法人数 27 団体	実施 ▶ 市内に主たる事務所を有する NPO 法人数 1,081 団体 ▶ 名古屋市が所管する認定 NPO 法人数 45 団体	市民 経済局

※**アイデアソン**：一定期間、特定のテーマについてチームごとにアイデアを出し合い、共同作業で問題解決をはかる催し。アイデアとマラソンを合わせた造語。

516 PTA・女性会などとの連携による地域活動の促進	地域活動の活性化を目的として行われる、PTA や女性会などの活動を支援	実施	実施	教育委員会
517 学校開放事業	市立の小・中・高校の施設を、住民の学習・スポーツをはじめ地域コミュニティにおける活動の場として活用するため、学校施設の地域開放を実施	実施 ▶ 一般開放 小学校 88 校 ▶ 生涯学習開放事業の実施 小学校 27 校 ▶ 地域スポーツセンターの運営 中学校 111 校 ▶ 学習開放の実施 高校 1 校	実施 ▶ 一般開放 ▶ 生涯学習開放事業の実施 ▶ 地域スポーツセンターの運営 ▶ 学習開放の実施	教育委員会

② 地域のまちづくりへの支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
518 名古屋都市センターの運営	地域主体のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する調査・研究、情報収集・提供及び人材の育成・交流事業を実施	調査・研究 8 件 セミナー・講演会 20 件 まちづくり活動助成 6 団体 まちづくり講座の実施	調査・研究 8 件 セミナー・講演会 20 件 まちづくり活動助成 8 団体 まちづくり講座の実施	住宅都市局
519 地域まちづくりの推進	地域の考えにより地域の魅力や住環境を向上させる地域まちづくりを推進するため、地域まちづくりに取り組む団体のステップアップや構想作成、構想実践に対して、アドバイザー派遣や助成金交付などの支援を実施	実施 ▶ 地域まちづくり活動団体登録 24 団体（累計） ▶ 地域まちづくりマネジメント認定 2 団体（累計） ▶ アドバイザー派遣 5 回 ▶ 助成金交付 5 団体	実施 ▶ 地域まちづくり活動団体登録 33 団体（累計） ▶ 地域まちづくりマネジメント認定 4 団体（累計） ▶ アドバイザー派遣 20 回 ▶ 助成金交付 6 団体	住宅都市局

③ 地域福祉の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
520 包括的な相談支援体制の整備	地域共生社会の実現のため、高齢者、障害者、児童という対象者別の既存の公的サービスでは対応できない複雑、多様化する生活上の課題によって孤立した世帯などに対して、地域住民などと行政が連携して包括的に支援する体制を整備	検討	包括的な相談支援の実施	健康福祉局

④ 区における総合行政の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
521 区行政の推進	複雑化・多様化する地域課題を解決するため、市民と直接関わる行政の最前線である区役所の企画調整機能を強化するとともに、区役所が自主性・主体性を発揮し、区の特性に応じたまちづくり事業等を実施	区の特性に応じたまちづくり事業等の実施	区の特性に応じたまちづくり事業等の実施 直接予算・組織要求制度の導入 区将来ビジョンの策定	市民経済局

施策 4 5 公共施設の適切な維持管理、保有資産の有効活用を進めます

施策の柱

① 施設の長寿命化と保有資産量の適正化

公共施設が本来の機能を十分に発揮できる状態を保てるよう、市設建築物のリニューアル改修や、公共土木施設の計画的・効率的な維持管理や改修といった施設の長寿命化に取り組むとともに、市設建築物については、施設の集約化・複合化や民間活力の活用など、適正な保有資産量の実現に向けた取り組みを進めます。あわせてこれらを着実に進めるため、長寿命化に向けた対策内容やその実施時期等を取りまとめるほか、保有資産量の適正化に向けた今後の施設のあり方についても検討するなど、アセットマネジメントの取り組みを推進します。

② 保有資産の有効活用

公的利用の見込めない資産の売却、貸付や、ネーミングライツ※の拡大など、保有資産のさらなる有効活用による一層の財源確保につとめます。

成果指標

指 標	直 近 の 現 状 値	目 標 値 令和 5 (2023) 年 度	目 標 値 令和 12 (2030) 年 度
公共施設の維持管理状態に不満を感じている市民の割合	22.5%	16%	12%
一般施設※のリニューアル改修の実施施設数（累計）	6 施設	20 施設	60 施設
定期点検で早期措置と診断された道路橋の補修等に着手した割合	22.8%	100%	100%

関連する個別計画

- ◆アセットマネジメント基本方針 ◆アセットマネジメント推進プラン
- ◆市設建築物再編整備の方針 ◆公共施設白書（第2版） ◆公共土木施設維持管理計画

※ネーミングライツ：市と法人等との契約により、市が所管する施設等に愛称等を付ける権利を付与する代わりに、法人等から対価を得て、当該施設等の運営費等に充てる手法。

一般施設：市設建築物のうち、学校・市営住宅等を除いた庁舎や市民利用施設等。

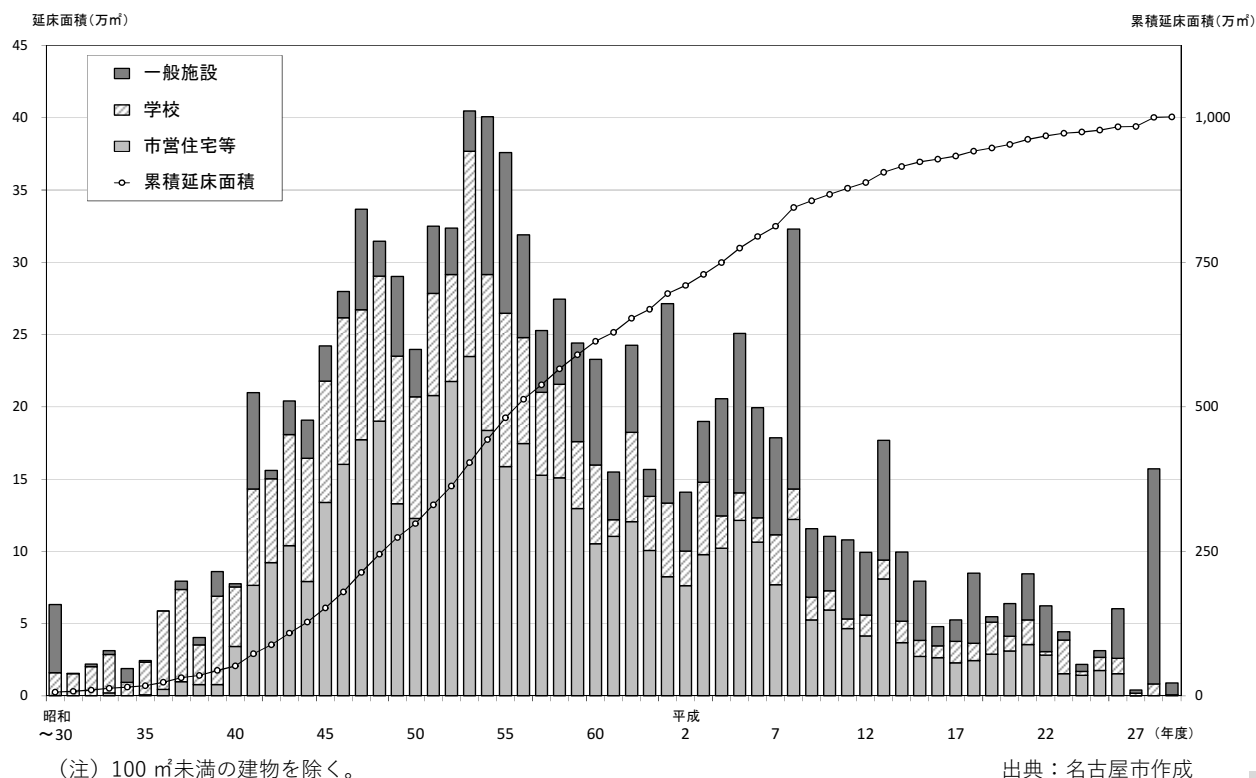


現状と課題

①（現状）本市の保有する学校・市営住宅などの市設建築物は、昭和 40 年代から 60 年代を中心に、道路・河川・公園などの公共土木施設は、昭和 30 年代から集中的に整備されてきており、経過年数の増加に伴う修繕、改修などが必要となる施設の増加が見込まれます。

【課題】今後とも厳しい財政状況が続くことが見込まれ、人口減少や人口構造の変化などを踏まえて、公共施設を健全な状態に保ち、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくためには、施設の長寿命化による経費の抑制と平準化とともに、市設建築物について、保有資産量の適正化を進める必要があります。

◇ 市設建築物の建設年度別の延床面積



②（現状）利用予定のなくなった土地等の売却、貸付に加え、施設の壁面等を活用した広告のほか、平成 19（2007）年度から導入しているネーミングライツについても、提案を随時受け付ける制度を設けるなど、保有資産の有効活用による財源確保につとめています。

【課題】今後とも厳しい財政状況が続くことや、経過年数の増加に伴う修繕、改修などが必要となる施設の増加が見込まれており、保有資産の有効活用による財源確保を進めていく必要があります。

施策を推進する事業

① 施設の長寿命化と保有資産量の適正化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
522 一般施設のリニューアル改修	庁舎や市民利用施設等の長寿命化による経費の抑制と平準化をはかるため、構造体の耐用年数まで使うことを目標に、建物の機能の向上または回復を主な目的としてリニューアル改修を施設所管局において実施	実施 6 施設（累計）	実施 20 施設（累計）	財政局 はじめ 関係局
523 個別施設計画の策定	施設の長寿命化と保有資産量の適正化をはかるため、施設所管局において長寿命化に向けた維持管理・更新等に関する対策内容や実施時期等を建物ごとなどにとりまとめるほか、集約化・複合化など、保有資産量の適正化に向けた今後の施設のあり方の検討を実施	検討	個別施設計画の策定 計画に基づく施設の長寿命化と保有資産量の適正化の推進	財政局 はじめ 関係局
524 道路の維持・補修	車道舗装や歩道橋をはじめとする道路附属物等の計画的な維持管理のため、点検及び劣化状況に応じた適切な補修を実施するとともに、ヒートアイランド現象※や騒音などの都市の環境に応じた舗装材の検討を実施	舗装道補修 道路附属物等の点検・補修	舗装道補修 道路附属物等の点検・補修 都市の環境に応じた舗装材の検討	緑政 土木局
525 道路橋の維持・補修	道路橋の計画的な維持管理及び長寿命化による維持管理経費の抑制と平準化を行うため、定期的な点検による健全度の把握を行うとともに、点検結果に基づき予防保全型の補修を実施	点検 補修・塗装	点検 補修・塗装	緑政 土木局
526 排水路の改良・補修	排水路の計画的な維持管理のため、定期的に管路内部の点検・調査を実施し、損傷状態に応じ機能向上を含め、計画的に改良・補修を実施	改良 49.2 km（累計） 調査・補修	改良 64.2km（累計） 調査・補修	緑政 土木局
527 ポンプ施設の更新・整備	平成 30 年 7 月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対応するため、ポンプ設備の状態を把握し、計画的な点検や適切な部品交換など必要な機能整備を実施	更新・整備等 104 か所（累計）	更新・整備等 239 か所（累計）	緑政 土木局

※ヒートアイランド現象：都心域の地上気温が周辺部に比べて高くなる現象。

528 公園の維持管理	安心・安全で緑豊かな潤いのある都市環境を市民に提供するため、公園の適切な維持管理を実施	実施 ▶公園施設を更新した公園数 469 か所(累計)	実施 ▶公園施設を更新した公園数 869 か所(累計)	緑政 土木局
----------------	---	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------

② 保有資産の有効活用

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
529 保有資産の有効活用	財源確保をはかるため、余剰となった資産の売却、貸付や、ネーミングライツなどの取り組みのほか、新たな社会的ニーズを踏まえた既存施設の有効活用を推進	余剰資産の売却・貸付やネーミングライツ等の実施 新たな財源確保に向けた取り組みの検討	余剰資産の売却・貸付やネーミングライツ等の実施 新たな財源確保に向けた取り組みの推進	財政局 はじめ 関係局
530 公共土木施設の 有効活用	地域や市民に愛される魅力あるまちづくりを進めるため、道路や河川、公園などの公共土木施設を市民や企業による地域貢献の場として活用し、地域の活性化を推進	地域貢献の場としての活用	地域貢献の場としての活用	緑政 土木局